

芦屋市いじめ防止基本方針
(改定原案)

平成30年 月
芦屋市

目 次

| | |
|------------------------------|-----------|
| はじめに | P 1 |
| I いじめ防止等に関する基本的な方向 | P 1 |
| 1 いじめ防止等に関する基本理念 | P 1 |
| 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方 | P 2 |
| 1 いじめの定義 | P 2 |
| 2 いじめの理解 | P 3 |
| 3 基本的な視点 | P 4～5 |
| 未然防止 | |
| 早期発見 | |
| 早期対応 | |
| 家庭・地域及び関係機関との連携 | |
| II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 | P 6 |
| 1 芦屋市のいじめ防止等のための組織 | P 6 |
| 芦屋市いじめ防止等対策推進本部 | |
| 2 関係機関等のいじめ防止等のための組織 | P 6 |
| 芦屋市いじめ問題対策審議会 | |
| 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 | |
| 3 市におけるいじめ防止等に係る取組 | P 7～P 8 |
| 教職員の資質能力の向上 | |
| 早期発見・早期対応のための措置 | |
| 啓発活動 | |
| 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 | |
| インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策 | |
| 【別表】 | |
| 4 学校におけるいじめ防止等に係る取組 | P 9～P 10 |
| 「学校いじめ防止基本方針」の策定 | |
| 「学校いじめ対策組織」の設置 | |
| 未然防止 | |
| 早期発見・早期対応 | |
| 5 重大事態への対処 | P 11 |
| 1 重大事態の意味 | P 11 |
| 2 重大事態への対応 | P 11 |
| 3 教育委員会又は学校による調査 | P 11～P 12 |
| 4 調査結果の提供及び報告 | P 12 |
| 5 再調査及び再調査結果を踏まえた措置 | P 12 |
| III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | P 13 |
| 1 いじめ防止等の検証及び見直し | P 13 |
| 実施状況の報告 | |
| 総合的な検証及び見直し | |
| 2 その他 | P 13 |

はじめに

- 芦屋市では、いじめ問題への対応について、いじめの防止に向けて「子どもファースト」「子どもの人権を守る」観点を基本として全市的に取り組むものである。
- いじめ問題は、学校（市立学校をいう。以下同じ。）における最重要課題の一つと認識しており、その対応については、「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識の下、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの根絶に向けて組織的に取組を進めているところである。
- この芦屋市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（以下「法」という。）第12条に基づき、芦屋市におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的・効果的に推進するために基本的な方針を示すものである。

I いじめ防止等に関する基本的な方向

1 いじめ防止等に関する基本理念

法第3条に基づき、いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとする。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握しておくべきである。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という。）等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、軽い言葉で傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間外れや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害は見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

特に、電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では、非常に見えにくく、時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識がかいま見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

3 基本的な視点

| No. | 視点 | 内容 |
|-----|------|--|
| 1 | 未然防止 | <p>いじめの未然防止は、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象とした観点が必要であり、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となった継続的な取組を行う。</p> <p>そのため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。</p> |
| 2 | 早期発見 | <p>いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。</p> <p>いじめの早期発見のため、<u>毎学期実施するアンケート調査や教育相談の実施等により</u>、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、地域の関係団体等とも連携し、家庭・地域からの情報を共有し、見守りを進める。</p> |
| 3 | 早期対応 | <p>教職員は、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、<u>他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに収集し、学校いじめ対策組織に報告し、学校全体で組織的に対応する。</u></p> <p>さらに、学校は、その事実関係の確認、いじめを受けた児童生徒又は家庭への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその家庭に対する助言等を行い、事案の解決に当たる。</p> <p>また、学校は、教育委員会や家庭への連絡や事案に応じ、関係機関との連携を行う。同時に、<u>教育委員会及び学校は、再発防止のための取組を計画的に実施する。</u></p> <p><u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</u></p> <p><u>①いじめに係る行為が止んでいること</u></p> <p><u>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要</u></p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | <p>であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> <p>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。</p> <p>学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</p> |
| 4 | 家庭・地域及び関係機関との連携 | <p>いじめの問題については、学校のみで解決しようとせず、家庭及び地域と密接に連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要である。そのために、PTA、地域の関係団体等と日頃から積極的な連携に努めることが重要である。</p> <p>また、いじめの問題への対応においては、学校、家庭、地域のみでの解決が困難な場合もあるため、平素から、関係機関（警察、家庭児童相談室、医療機関、<u>県教育委員会の学校支援チーム</u>（以下、「<u>学校支援チーム</u>」という。）等）との適切な連携が必要であり、情報共有のできる体制を構築する。</p> |

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 芦屋市のいじめ防止等のための組織

| No. | 組織 | 内容 |
|-----|-----------------|--|
| 1 | 芦屋市いじめ防止等対策推進本部 | いじめ防止等の対策について、総合的かつ効果的に推進するため、芦屋市いじめ防止等対策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。 |

2 関係機関等のいじめ防止等のための組織

| No. | 組織 | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 | <p>市は、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめ防止等に関係する機関等との連携を図るため「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。</p> <p>【構成員】 保護者団体関係者、青少年育成団体関係者、社会福祉団体関係者、学校教育関係者、行政関係者等</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び団体の連携の推進 ・関係機関及び団体相互の連絡調整 |
| 2 | 芦屋市いじめ問題対策審議会 | <p>教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「芦屋市いじめ問題対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく対策の調査審議 ・法第 28 条に基づく重大事態の調査審議 |

3 市におけるいじめ防止等に係る取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|---|
| 1 | 教職員の資質能力の向上 | <p><u>学校基本方針</u>、「<u>いじめ対応マニュアル</u>」(兵庫県教育委員会発行)、「<u>生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり</u>」(国立教育研究所発行)、「<u>いじめ未然防止プログラム</u>」(心の教育総合センター)等の活用や、<u>いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。</u></p> <p>さらに、<u>初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。</u></p> | 学校教育課 打出教育文化センター |
| 2 | 早期発見・早期対応のための措置 | <p>① <u>学校等を通して、直接、いじめに関する相談ができる機関を児童生徒等に周知し、相談体制の充実を図る。(【別表】参照)</u></p> <p>② <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。</u></p> <p>③ <u>教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。</u></p> | 人権推進課 子育て推進課 教職員課 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター |
| 3 | 啓発活動 | <p>① <u>いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</u></p> <p>② <u>生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。</u></p> <p>③ <u>いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。</u></p> | 人権推進課 子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター |

| | | | |
|---|---------------------------|---|---------------------|
| 4 | 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 | 教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。 | 学校教育課 |
| 5 | インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策 | <u>児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。</u> <u>また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。</u> | 学校教育課 打出教育文化センター |

【別表】

| No. | 項目 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|--|-------------------|
| 1 | 人権擁護事業 | 特設人権相談所を開設し、 <u>人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談</u> に対応し、問題解決につなげる。 | 人権推進課 |
| 2 | 家庭児童相談 | 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。 | 子育て推進課 |
| 3 | 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 | 不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。 | 学校教育課 |
| 4 | <u>打出教育文化センター教育相談</u> | <u>不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。</u> | <u>打出教育文化センター</u> |
| 5 | 青少年愛護センター相談 | 青少年の問題全般について、 <u>電話及び来所による相談活動</u> を実施する。 | 青少年愛護センター |

4 学校におけるいじめ防止等に係る取組

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 「学校いじめ防止基本方針」の策定 | <p>各学校は、<u>法第 13 条に基づき、学校の実情に応じ、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。</u></p> <p><u>また、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。</u></p> <p><u>さらに、学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等により児童生徒、保護者、地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。</u></p> <p>【主な事項】</p> <p>① 学校の方針 ② いじめの基本的な考え方 ③ 指導体制 ④ <u>いじめ防止対策の達成目標の設定と取組の年間計画</u> ⑤ <u>いじめを認知した際の組織的対応</u> ⑥ <u>学校の方針の P D C A[※] 等</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、必要に応じて改善を行う。</u></p> </div> <p>^{プラン} ^{ドゥ} ^{チェック} ^{アクション} ※ P D C A : 計画, 実行, 評価, 改善</p> |
| 2 | 「 <u>学校いじめ対策組織</u> 」の設置 | <p><u>いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ防止等のための組織を中心とした情報共有の体制を作り、実効性の高い取組にするため、法第 22 条に基づき、複数の教職員、心理・福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成される組織を設置する。また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。</u></p> |

| | | |
|---|-----------|---|
| 3 | 未然防止 | <p>学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。</p> <p><u>就学前施設と小学校間や小・中学校間の連携により、配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。また、同じ中学校区にある各小学校からの生徒指導の内容も各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。</u></p> <p>【主な取組】</p> <p>① 人権教育・道徳教育の充実 ② 特別活動・体験活動の充実 ③ 情報モラル教育の充実 ④ 相談体制の充実 ⑤ 読書活動 等</p> |
| 4 | 早期発見・早期対応 | <p><u>毎学期実施するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握を行うとともに、平素から児童生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意する。なお、アンケートは、記名式や無記名式を選択、その他、生活実態調査に含めるなど児童生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。(実施したアンケートは5年間保管する。)</u></p> <p><u>いじめを発見した場合は、学校は、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援のもと、特定の教職員が一人で抱え込むことがないように組織的に対応し、迅速に問題解決に当たる。</u></p> <p>対応において、学校は、被害児童生徒を支援・保護するとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p> |

5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第 28 条に基づき、重大事態の意味を次のとおりとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 重大事態への対応

重大事態への対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月施行）」等に基づき、対応を行う。

3 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために学校と教育委員会が一体となって行う。
- 学校は、当該重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- 原則、学校と教育委員会が協力して調査を行う。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会は、調査を行う機関として独立の審議会を組織し、審議会が公平・中立性を旨として調査に当たる。審議会による調査開始後は、教育委員会は審議会の事務局を務めるものとする。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ② また、教育委員会又は学校は、調査組織に積極的に資料提供を行うとともに、調査結果

を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先にした調査を実施する。

○いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

迅速に当該児童生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、調査に着手する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその家庭に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で説明する。

これらの情報を提供する際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として、説明責任を怠ることがないようにする。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。上記4-(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその家庭が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその家庭の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

5 再調査及び再調査結果を踏まえた措置

(1) 再調査

上記4-(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等による附属機関（「芦屋市いじめ問題調査委員会」）を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の状況及び結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告し、市民に公表する。

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 いじめ防止等の検証及び見直し

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-------------|--|
| 1 | 実施状況の報告 | この基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施状況については、毎年度、推進本部に報告するものとする。 |
| 2 | 総合的な検証及び見直し | この基本方針については、必要に応じて推進本部において総合的な検証を行い、その結果に基づいて、必要な見直しを行う。 |

2 その他

基本方針の具体的取組事項等については、別に定めることができるものとする。

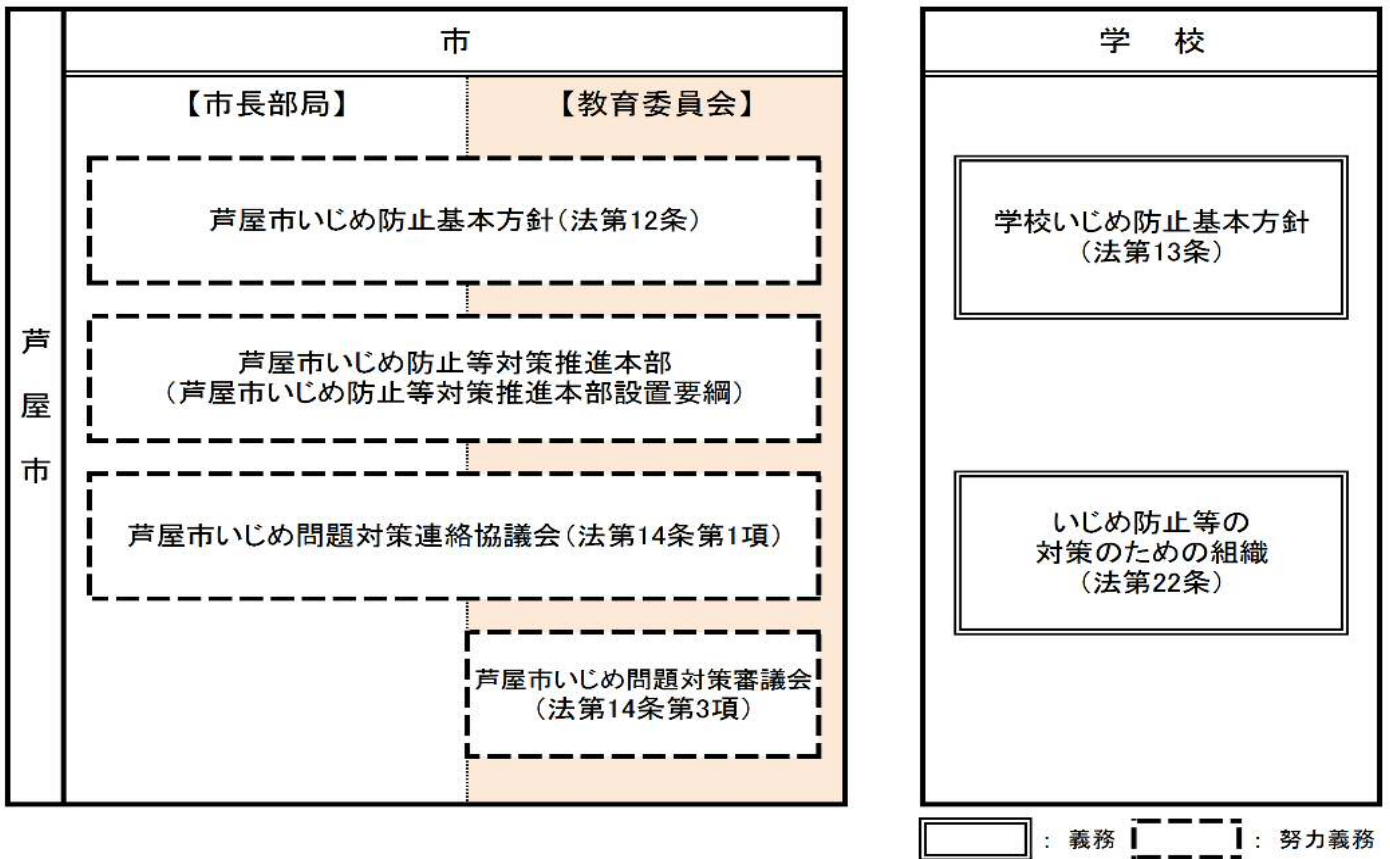
資 料 編

- 1 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）策定の経過
- 2 芦屋市いじめ防止対策概要図
- 3 いじめ防止対策推進法等（抜粋）
- 4 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 5 芦屋市いじめ防止等対策推進本部設置要綱

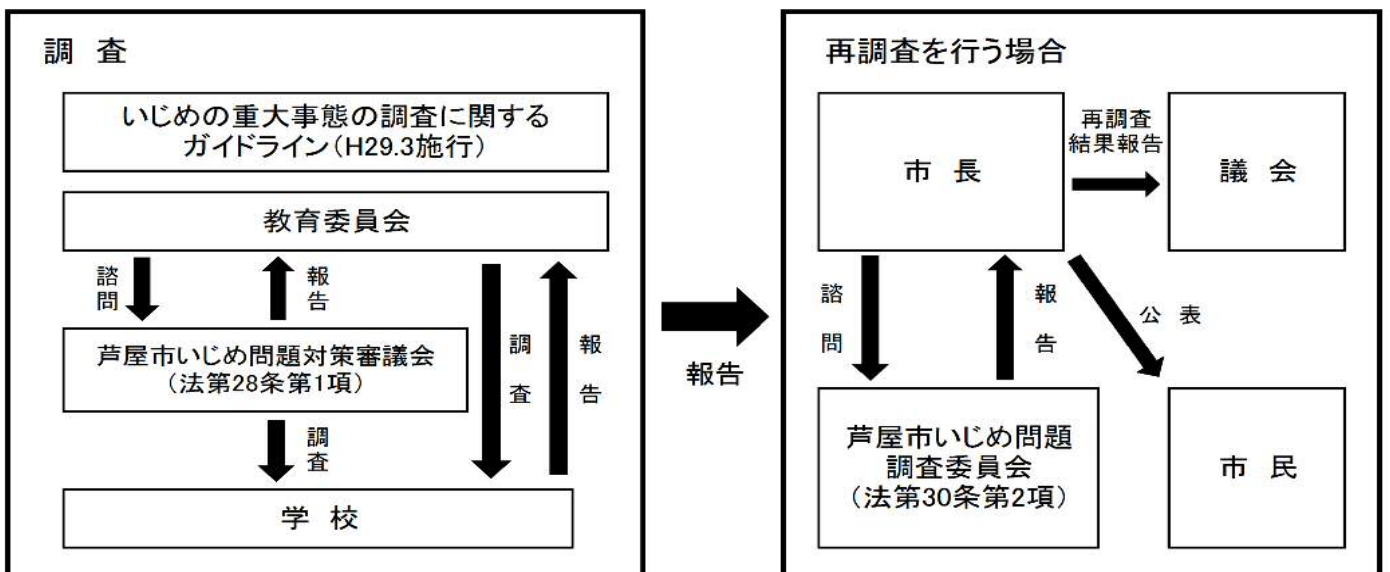
1 芦屋いじめ防止基本方針（改定版）策定の経過

| 実施日 | 実施事項 | 内 容 |
|-------------------|---|--|
| 平成 29 年 8 月 22 日 | 平成 29 年度第 1 回 いじめ問題対策審議会 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定素案）について |
| 平成 29 年 10 月 19 日 | 平成 29 年度第 2 回 いじめ問題対策連絡協議会 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定素案）について説明 |
| 平成 29 年 11 月 14 日 | 平成 29 年度第 1 回 芦屋市いじめ防止等 対策推進本部幹事会 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定素案）について |
| 平成 29 年 11 月 21 日 | 平成 29 年度第 1 回 芦屋市いじめ防止等 対策推進本部会 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定素案）について |
| 平成 29 年 12 月 1 日 | 教 育 委 員 会 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定素案）について |
| 平成 29 年 12 月 5 日 | 民生文教常任委員会 所 管 事 務 調 査 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定原案）について説明 |
| 平成 29 年 12 月 17 日 | パブリックコメント 実施（～1月26日） | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定原案）に対する市民意見の募集 |
| 平成 30 年 2 月 日 | 教 育 委 員 会 | パブリックコメント実施結果及び 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）について報告 |
| 平成 30 年 2 月 日 | 平成 29 年度第 2 回 いじめ問題対策審議会 | パブリックコメント実施結果及び 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）について報告 |
| 平成 30 年 2 月 日 | 平成 29 年度第 2 回 芦屋市いじめ防止等 対策推進本部幹事会 | パブリックコメント実施結果及び 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）について |
| 平成 30 年 2 月 日 | 平成 29 年度第 2 回 芦屋市いじめ防止等 対策推進本部会 | パブリックコメント実施結果及び 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）について |
| 平成 30 年 3 月 日 | 民生文教常任委員会 所 管 事 務 調 査 | パブリックコメント実施結果及び 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）について報告 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 芦屋市いじめ防止基本方針 （改定版） 施行 | 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版） 施行 |

2 芦屋市いじめ防止対策概要図



◎重大事態の調査等(法第30条)



3 いじめ防止対策推進法等（抜粋）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（基本理念）

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（地方いじめ防止基本方針）

- 第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

- 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育機関の設置）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

4 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成26年12月19日
条例第33号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第8条）

第3章 芦屋市いじめ問題対策審議会（第9条—第14条）

第4章 芦屋市いじめ問題調査委員会（第15条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 保護者団体関係者

(2) 青少年育成団体関係者

(3) 社会福祉団体関係者

(4) 学校教育関係者

(5) 行政関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

第3章 芦屋市いじめ問題対策審議会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関する事項

(組織)

第11条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 教育委員会は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 医師の資格を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあつては、そのために置かれた特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(準用)

第14条 第5条及び第6条の規定は、審議会について準用する。

第4章 芦屋市いじめ問題調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 医師の資格を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとする。

(準用)

第19条 第6条、第8条及び第12条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第12条中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、審議会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、審議会又は調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条（第14条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市学校教育審議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------|-----|----|--------|
| 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 | 会長 | 日額 | 13,500 |
| | 委員 | 日額 | 11,200 |
| 芦屋市いじめ問題対策審議会 | 会長 | 日額 | 13,500 |
| | 委員 | 日額 | 11,200 |
| 芦屋市いじめ問題調査委員会 | 委員長 | 日額 | 13,500 |
| | 委員 | 日額 | 11,200 |

5 芦屋市いじめ防止等対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、芦屋市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定し、児童等に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、芦屋市いじめ防止等対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ防止基本方針の策定に関すること。
- (2) いじめ防止等の対策の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、こども・健康部長をもって充て、副委員長は、教育委員会学校教育部長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、こども・健康部こども政策課及び教育委員会学校教育部学校教育課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| |
|------------------------|
| 技監 |
| 企画部長 |
| 総務部長 |
| 総務部参事（財務担当部長） |
| 市民生活部長 |
| 福祉部長 |
| こども・健康部長 |
| 都市建設部長 |
| 都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長） |
| 会計管理者 |
| 上下水道部長 |
| 市立芦屋病院事務局長 |
| 消防長 |
| 教育委員会管理部長 |
| 教育委員会学校教育部長 |
| 教育委員会社会教育部長 |

別表第2（第5条関係）

（平27.4.1・平28.4.1・平29.4.1・一部改正）

| |
|--------------------------|
| 企画部政策推進課長 |
| 総務部文書法制課長 |
| 総務部財政課長 |
| 市民生活部人権推進課長 |
| 福祉部地域福祉課長 |
| 福祉部生活援護課長 |
| こども・健康部主幹（こども担当課長） |
| 教育委員会管理部管理課長 |
| 教育委員会学校教育部学校教育課長 |
| 教育委員会学校教育部主幹（学校教育指導担当課長） |
| 教育委員会社会教育部生涯学習課長 |
| 教育委員会社会教育部青少年育成課長 |
| 教育委員会社会教育部青少年愛護センター所長 |

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。